

全国旅行支援「全国版 今こそ滋賀を旅しよう！第3弾」取扱要領(Ver. 4)

(趣旨)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下、「ビューロー」という。）は、滋賀県を目的とする旅行商品や宿泊サービス(滋賀県民の県内旅行を含む)に対する補助および地域限定で旅行期間中等に使用可能な地域クーポン券（以下、「しが周遊クーポン」という。）を付与し、感染症拡大の影響により落ち込んだ旅行需要の喚起および県内観光関連事業者への支援を目的に実施するものとし、その交付に関してはこの要領の定めるところによるほか、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。）を準用するものとする。

(事業実施期間)

第2条 事業の実施期間は令和5年11月27日（月）から令和5年12月26日（火）（令和5年12月27日（水）チェックアウト分）までとする。
ただし、事業実施期間でも事業予算額に達した際は終了とする。

(対象となる旅行、販売補助額および補助金交付の条件等)

第3条 本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による滋賀県を目的とする宿泊のみの旅行とし、詳細は本事業における定め（以下、「規定類」という。）の通り定める。また、補助対象となる利用者は日本国内に居住する旅行者である。

- ・全国旅行支援「全国版 今こそ滋賀を旅しよう！」取扱要領
- ・全国版今こそ滋賀を旅しよう！宿泊事業者マニュアル（宿泊事業者の定めを記載）
- ・全国版今こそ滋賀を旅しよう！regionPAY aLPHa マニュアル（クーポン取扱に関わる定めを記載）
- ・全国版今こそ滋賀を旅しよう！FAQ（一般利用者、宿泊事業者、しが周遊クーポン券加盟店に対して、全国旅行支援「全国版 今こそ滋賀を旅しよう！」取扱要領を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を記載）
- ・STAY NAVI マニュアル（STAY NAVI 運用に関わる定めを記載）
- ・事務連絡（適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したもの。）

2 販売補助額・しが周遊クーポン付与額については、次表の通りとする。ただし、総宿泊代金を人数で割ったあとの1人1泊あたりの宿泊代金が平日3,000円、休日2,000円以上のものを対象とし、1旅行単位で7泊分までを補助対象とし、利用回数についての制限はない。

補助金対象	補助金			
	販売補助額		しが周遊クーポン額	
	金額	上限	平日	休日
宿泊事業者の公式サイト等からの直接予約(直販)	旅行代金等の総額20%	1人1泊 3,000円	2,000円 ※	1,000円 ※

※宿泊日とその翌日がともに休日(土曜・日曜・祝日)の場合には、その宿泊日は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱うものとする。

※1人1泊あたり5,000円以上の宿泊に対し、滋賀県独自で1人1泊あたり1,000円のクーポンを上乗せ付与することとする。

(上乗せ付与は、予算がなくなり次第終了とする。)

- 3 令和5年11月20日(月)以降に予約された宿泊を対象とする。
- 4 しが周遊クーポンの有効期限については、チェックイン日からチェックアウト日の23時59分までに決済を終えるものとする。
- 5 本補助金を適用し、日本国内に居住する旅行者が販売補助額およびしが周遊クーポンの適用を受けるには、本人、居住地が確認できる書類を提示すること。併せて旅行者は、チェックイン時に「宿泊者確認書」を提出すること。
- 6 販売補助金算出手順等は、マニュアル等で別に定める。

(参画事業者)

第4条 本事業に参画し、販売補助金の対象となる商品を販売する事業者(以下「参画事業者」という。)は、宿泊事業者(以下、「宿泊施設」という。)であり、以下の条件をすべて満たしている者であること。

- ・旅館業法上の営業許可を受けた者または住宅宿泊事業法に基づき滋賀県知事に届出を行いつつ滋賀県内に所在する施設を有する者で、ビューローまたは滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合のいずれかに所属もしくは会員となっている宿泊施設。
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く
- ・ビューローに本事業の参画申請を認められた者。
- ・(株)ピアトウが運営する「STAY NAVI」の宿泊施設向け会員登録を認められた者。

- 2 第4条1に関わらず、次の(1)から(4)に該当する場合は、参画事業者として認めない。

(1) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク アからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(4) ビューローが、本事業の社会的な信頼性および公平性を損なうおそれ等があり不相当と認める者

(販売補助金の対象となる商品)

第5条 本事業における対象となる商品は次の通りとする。なお、第4条による参画事業者であっても、第6条を遵守しない場合は本事業の商品の対象外となる。

第4条で定める宿泊施設で提供される宿泊サービスを含む商品であること。ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日(デイクース)であるものは除く。

2 販売補助金の対象とする商品の基準および考え方については次の(1)から(8)とする。

(1) 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。換金性の高いものとは次の通りとする。

・金券類(QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・宿泊施設が独自に発行する商品券等)

※ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、旅行商品に含めることが可能です。

ア 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

イ 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

ウ 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

エ その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等

・収入印紙や切手

(2) 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

(3) 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

(4) 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

(5) ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

(6) 上記（1）～（5）のほか、本事業の目的に照らして不適當な商品でないもの。

(7) 対象外とする商品例は次のとおりとし、以下に準じたものも対象外とする。

・各種資格取得講習付き商品(ダイビング、運転・操縦免許等)

・接待などのコンパニオン付き宴会を伴う商品

・宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品

・通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品 等

3 販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となる。

(参画事業者が遵守すべき事項)

第6条 参画事業者は次の（1）から（2）を遵守するものとする。

(1) 規定類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。適宜更新をする場合があるので、必ず最新のものを確認し、それに従うこと。

(2) 不正利用防止対策を行うこと。以下のアからオを遵守していること。

ア 宿泊施設については、旅行者が宿泊施設の公式サイト等から直接申込みを行った宿泊旅行のチェックイン時に、旅行者全員の本人確認および居住地の確認を行い、しが周遊クーポンを配布すること。チェックイン時に「宿泊者確認書」の提出が必要となることから、旅行者への適切な周知と必要に応じてその役割を担うこと。

イ 宿泊施設の責により、しが周遊クーポンの誤配布が起こった場合における旅行者への対応および配布済のしが周遊クーポン回収の責は、その宿泊施設が負うものとする。

ウ 全ての参画事業者は関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。

エ 販売補助金としが周遊クーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。

オ 架空予約や実態のない予約など、旅行や施設の予約の捏造等をしないこと。

- カ 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- キ 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- ク 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分については対象外となる。
- ケ 通信会社の都合により、しが周遊クーポンを用いたサービスが利用できない場合に関して、県・ビューローおよび全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局は一切責任を負わない。
- コ 利用者と参画事業者間で生ずるいかなるトラブルについても、県・ビューローおよび全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局は一切責任を負わない。利用者が本事業の適用要件を満たさないことに伴い、事業者の規程に基づく取消料や割引差額が発生した場合は、利用者の負担とする。
- サ 補助金の申請にあたっては、宿泊事業者の提供する宿泊商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

（しが周遊クーポンの参画事業者）

第7条 しが周遊クーポンの利用の対象となる事業者（以下、「クーポン参画事業者」という。）は、宿泊施設および観光施設、物産販売、交通事業者等（以下、「観光関連事業者」という。）であり、宿泊施設については下記（1）を、観光関連事業者については（2）の条件を満たしている者であること。

（1）宿泊施設については、以下の条件をすべて満たしていること。

- ・旅館業法上の営業許可を受けた者または住宅宿泊事業法に基づき滋賀県知事に届出を行いかつ滋賀県内に所在する施設を有する者で、ビューローまたは滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合のいずれかに所属もしくは会員となっている宿泊施設。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く

- ・ビューローに本事業の参画申請を認められた者。

（2）観光関連事業者については、ビューロー、各市町観光協会（以下、「団体」という。）のいずれかに会員として所属している者、または、それらの団体に関連する会員となっている者。

2 第7条第1項に関わらず、次の(1)から(5)に該当する場合は、クーポン参画事業者として認めない。

- (1) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク アからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
- (3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (4) ビューローが本事業の目的に照らして、不相当と判断する者
- (5) ビューローが本事業の社会的な信頼性および公平性を損なうおそれ等があり不相当と認められる者

（クーポン参画事業者が遵守すべき事項）

第8条 クーポン参画事業者は次の(1)から(3)を遵守するものとする。

- (1) 規定類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。適宜更新をする場合があるので、必ず最新のものを確認し、それに従うこと。
- (2) 不正利用防止対策を行うこと。
- (3) クーポン参画事業者は関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- (4) 通信会社の都合により、しが周遊クーポンを用いたサービスが利用できない場合に関して、県・ビューローおよび全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局は一切責任を負わない
- (5) 利用者と事業者およびクーポン参画事業者間で生ずるいかなるトラブルについても、県・ビューローおよび全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局は一切責任を負わない。

(本事業における登録手続き等)

第9条 本事業における登録申請とは、情報登録および補助金対象となる商品の提供および補助金の予算枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請であり、それぞれ所定の手続きを行うこと。ただし、2023年6月末時点での登録事業者の追加・削減のみとし、新規登録受付は原則行わない。

(1) 登録申請の手続きについては、アからイのとおりとする。

ア 宿泊施設は、以下の各組織へ登録変更申請を行うこと。

- ・全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局
- ・(株) ピアトゥー「STAY NAVI」

イ クーポン参画事業者は、「全国版 今こそ滋賀を旅しよう！」事務局に登録変更申請を行うこと。

(2) 参画通知・連絡および予算枠割当額決定等の事務については、以下の通りとする。

事業者区分	通知・連絡および予算枠割当額決定について
宿泊施設	参画事業者については、全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局への登録を行うこととし、当各参画事業者への連絡は当該事務局が行う。また、(株) ピアトゥー「STAY NAVI」への登録を行うこととし、その結果については(株) ピアトゥーから連絡があるものとする。 宿泊施設ごとの予算枠の割り当ては行わないものとする。
クーポン参画事業者	クーポン参画事業者については、全国版 今こそ滋賀を旅しよう！しが周遊クーポン券事務局へ登録を行うこととし、各クーポン参画事業者への連絡は、当該クーポン券事務局が行う。 クーポン参画事業者ごとの予算枠の割り当ては行わないものとする。

(3) 月次報告・実績報告の期間と方法、販売補助金の交付については、以下の通りとする。

事業者区分	月次報告・実績報告の期間と方法、販売補助金の交付
宿泊施設	(株) ピアトゥーの定めに従うものとする。販売補助金の交付は、口座振込で行うものとする。
クーポン参画事業者	全国版 今こそ滋賀を旅しよう！しが周遊クーポン券事務局の定めに従うものとする。販売補助金の交付は、口座振込で行うものとする。

- (4) 参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保管しておくこと。
- (5) 参画事業者は、補助金の事務処理にあたっては、ビューロー、全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局、(株)ピアトゥー、滋賀県が必要として指定した書類の一切を提出すること。
- (6) 法令や規定類等に違反した場合や不正、不適切な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。補助金を交付した後においても適用する。
- (7) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、その返還を命じる。命令を受けた場合は指定する期日までに、補助金を返還すること。
- (8) 法令や規定類等に違反した場合や不正、不適切な申請や請求等を行った場合は、本事業における登録を取り消す場合がある。
- (9) 不正利用の防止等のために、参画事業者から関係書類の提出を求めることや事情聴取等の調査を行うことがある。
- (10) 不正受給等が判明した場合には、捜査機関への通報等を行う場合がある。
- (11) 規定類に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については、別に定める。

(お問合わせ先)

第10条 事業者用のお問合わせ先については下記のとおりとする。

- (1) 事業全般 全国版 今こそ滋賀を旅しよう！コールセンター
0570-666-587
受付時間：10:00～17:00（月～金曜日）
休日：土・日・祝日・年末年始
- (2) 全国版 今こそ滋賀を旅しよう！
「STAYNAVI」施設向けサポートセンター：050-2018-8361
受付時間：10:00～17:00（月～金曜日）
休日：土・日・祝日・年末年始
- (3) 〔滋賀県〕クーポン券事務局 ーしが周遊クーポンー
<宿泊事業者>
クーポン券発行店サポート：050-3538-4147
<受取店>
クーポン券受取店サポート：050-3538-4148
受付時間：10:00～17:00（月～金曜日）
休日：土・日・祝日・年末年始

改定履歴

Ver.	更新日	更新内容
Ver. 1	令和4年12月27日	新規作成
Ver. 2	令和5年3月16日	P1：事業実施期間の変更 P2：クーポン上乘せ対象の変更 P10：旅行事業者の通知・連絡および 予算枠割当額決定について内容変更
Ver. 3	令和5年4月28日	・感染症拡大防止に関する内容を削除 ・「ワクチン接種歴」または「検査結果の陰性確認」に関する内容を削除
Ver. 4	令和5年11月1日	・事業期間の変更 ・旅行事業者に関する内容を削除 ・P7：宿泊施設、クーポン参画事業者の新規登録受付は原則行わない旨加筆